



鳥取県公報

平成 21 年 9 月 15 日 (火)
第 8 1 2 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (578) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業の廃止の届出 (579) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (580) (〃) 3
	鳥取県営住宅の家賃、駐車場使用料及び水道料金の収納事務の委託 (581) (住宅政策課) 4
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (582) (会計指導課) 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (583) (〃) 5
◇ 調達公告	総合評価制限付一般競争入札の実施 (文化政策課) 5
◇ 雑 報	県営住宅の管理の代行 (住宅政策課) 14

告 示

鳥取県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者及び事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	西伯郡大山町末長503	平成21年8月1日
〃	〃	大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん	〃	〃
株式会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115-1	株式会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115-1	平成21年8月17日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	西伯郡大山町末長503	平成21年8月1日
〃	〃	大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん	〃	〃
株式会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115-1	株式会社ウィードメディカル	鳥取市商栄町115-1	平成21年8月17日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会居宅介護支援だいせん	西伯郡大山町末長503	平成21年8月1日

鳥取県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指

定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会指定訪問入浴介護大山支所	西伯郡大山町末長503	平成20年3月31日
〃	〃	大山町社会福祉協議会訪問介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	平成21年8月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会訪問介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	平成21年8月31日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会居宅支援介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	平成21年8月31日

鳥取県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
平田 成正	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	ひらた内科クリニック	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	訪問看護	平成21年8月3日
〃	〃	〃	〃	通所リハビリテーション	〃

〃	〃	〃	〃	訪問リハビリ テーション	〃
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理 指導	〃
医療法人アス ピオス	鳥取市吉方温 泉一丁目653	小規模多機能 型居宅介護事 業所わかさ	鳥取市立川町 六丁目201-21	小規模多機能 型居宅介護	平成21年9月 1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
平田 成正	東伯郡湯梨浜 町大字田後222 -1	ひらた内科ク リニック	東伯郡湯梨浜 町大字田後222 -1	介護予防訪問 看護	平成21年8月 3日
〃	〃	〃	〃	介護予防通所 リハビリテー ション	〃
〃	〃	〃	〃	介護予防訪問 リハビリテー ション	〃
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅 療養管理指導	〃

鳥取県告示第581号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県営住宅の家賃、駐車場使用料及び水道料金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県住宅供給公社

2 委託期間

平成21年10月1日から平成26年3月31日まで

鳥取県告示第582号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成21年9月11日	米子市茶町61	米子信用金庫駅前支店

〃	米子市旗ヶ崎二丁目20-37	米子信用金庫旗ヶ崎支店
〃	米子市米原五丁目4-8	米子信用金庫米原支店

鳥取県告示第583号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第181号に規定する特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

副主幹 宮本 耕司

主事 坂口 淳悟

現業主事 前田 政人

3 委任期間

平成21年9月15日から同年10月30日まで

調 達 公 告

総合評価制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により同条に掲げる資格を定め、並びに政令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札をいう。以下同じ。）を行うので、第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

とりぎん文化会館舞台機構設備改修整備業務 一式

(2) 調達案件の内容

本件業務は、とりぎん文化会館梨花ホールの舞台機構設備を改修整備するものであり、次に掲げる設計等業務及び工事を内容とする業務である。

ア 基本・実施設計及び工事監理業務

イ アの設計に基づく工事

(3) 調達案件の仕様

とりぎん文化会館舞台機構設備改修整備業務実施要項（以下「実施要項」という。）及びとりぎん文化会館舞台機構設備改修整備業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）による。

(4) 履行場所等

ア 履行場所

鳥取市尚徳町101-5

イ 施設名

とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館）

(5) 履行期間

契約締結の翌日から落札者が技術提案書により示した業務期間の末日（平成24年2月29日以前の日とする。）までとする。なお、実施設計業務については、平成22年7月30日までに完了するものであること。

(6) 予定価格

651,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 業務の実施形態

ア 本件業務は、(2)に掲げる設計等業務及び工事を一括して発注する設計・施工一括発注方式によるものである。

イ 本件業務は、入札時に設計の考え方及び舞台機構設備等の提案を受け、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によるものである。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 入札参加希望者の組み合わせ等

ア 本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、1の(2)のア及びイに掲げる設計等業務及び工事（以下「業務等」という。）を実施することを予定する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）を結成し、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募手続及び入札手続を代表して行う構成員（以下「代表構成員」という。）を定めること。

イ 入札参加希望者は、応募に当たり、構成員のそれぞれが、1の(2)のア及びイのいずれの業務等に携わるかを明らかにすること。

ウ 構成員の変更

(ア) 技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間における変更は、認めない。

(イ) (ア)に掲げる変更以外の変更は、県と協議するものとし、県が、その事情を検討し、その可否を決定する。

エ 構成員のいずれかが、この入札において他の応募グループの構成員でないこと。

(2) 入札参加希望者に共通の資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年10月13日（火）から同年12月14日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年10月13日（火）から同年12月14日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 実施要項に示す選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業でないこと。

オ 入札参加希望者又は業務等の一部を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタント（以下「協力事務所」という。）が本件入札において他の入札参加希望者の協力事務所となっていないこと。

カ 協力事務所がアからエまでに掲げる要件を満たすこと。

(3) 設計企業に関する資格及び条件

1の(2)のアに掲げる業務を実施する構成員（以下「設計企業」という。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- イ 平成20年鳥取県告示第789号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格のうち、希望業種の建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- ウ 平成11年4月1日以降に、客席数1500席以上のコンピュータ制御吊物機構を有するホールに関する舞台機構設備の新設又は改修工事（以下「同種工事」という。）の実施設計業務を元請として履行した実績（設計業務共同企業体の構成員としての実績にあつては、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）を有すること。

(4) 建設企業に関する資格及び条件

1の(2)のイに掲げる工事を実施する構成員（以下「建設企業」という。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可のうち機械器具設置工事業に係るものを受けている者であること。
- イ 平成20年鳥取県告示第433号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格のうち、発注工事種別の機械器具設置工事に係るものを有すること。
- ウ 平成11年4月1日以降に、同種工事を元請として施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績にあつては、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）を有すること。
- エ 同種工事において、40台以上の電動式吊物機構、2台以上の電動式床機構及び1台以上の音響反射板装置の納入又は改修実績を有すること。

3 設計業務に係る技術者の配置

(1) 設計企業は、次に掲げる管理技術者及び各主任担当技術者（以下「主任担当技術者等」という。）を配置すること。

- ア 管理技術者
- イ 建築主任担当技術者
- ウ 構造主任担当技術者
- エ 積算主任担当技術者
- オ 電気主任担当技術者
- カ 機械主任担当技術者

(2) 管理技術者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士で、同法第4条第1項の規定による免許（以下「一級建築士免許」という。）を取得後、10年以上の実務を経験していること。
- イ 平成11年4月1日以降に、同種工事の実施設計業務を履行した実績を有すること。
- ウ 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する権利義務関係であつて、入札参加表明書、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加説明書（以下「参加表明書等」という。）提出期限の日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にあること。

(3) 建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、一級建築士免許を有する者であること。

(4) 電気主任担当技術者及び機械主任担当技術者は、一級建築士免許又は建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格（以下「建築設備士資格」という。）を有する者であること。

(5) 参加表明書等提出時点において、主任担当技術者等を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加表明書等を提出することは差し支えない。

(6) 管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、それぞれ別々の者を配置すること。ただし、電気主任担当技術者が機械主任担当技術者を兼任することは差し支えない。

4 工事に係る技術者の配置

- (1) 建設企業は、次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を現場工事期間中、専任で配置すること。
 - ア 平成11年4月1日以降に、同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工管理した経験を有する者であること（建設共同企業体の構成員の技術者としての経験は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）。
 - イ 監理技術者にあつては、機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (2) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知）に定めるところにより、配置予定の監理技術者に加え、技術士（機械部門又は総合技術監理部門・選択科目「機械部門」に限る。）の資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を現場工事期間中、専任で配置することを求める。
 - (3) 配置予定の主任技術者、監理技術者又は追加技術者にあつては、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 参加表明書等提出時点において、主任技術者又は監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加表明書等を提出することは差し支えない。
 - (5) 主任技術者、監理技術者及び追加技術者は、工事着手から工事完成までの間、病気・死亡・退職等極めて特別なやむを得ない理由を除き、原則として変更を認めない。なお、落札者決定後、工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者、監理技術者及び追加技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しない場合がある。
- 5 工事監理業務に係る技術者の配置
- (1) 設計企業は、次に掲げる統括責任者及び各現場担当技術者（以下「現場担当技術者等」という。）を配置すること。
 - ア 統括責任者
 - イ 現場担当技術者（建築）
 - ウ 現場担当技術者（構造）
 - エ 現場担当技術者（電気）
 - オ 現場担当技術者（機械）
 - (2) 統括責任者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
 - ア 一級建築士免許を取得後、10年以上の実務を経験していること。
 - イ 平成11年4月1日以降に、同種工事の実設計業務又は工事監理業務を履行した実績を有すること。
 - ウ 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (3) 現場担当技術者（建築）及び現場担当技術者（構造）は、一級建築士免許を取得後5年以上の実務を経験していること。
 - (4) 現場担当技術者（電気）及び現場担当技術者（機械）は、一級建築士免許又は建築設備士資格取得後5年以上の実務を経験していること。
 - (5) 3の(1)に掲げる主任担当技術者等が現場担当技術者等を兼任することは差し支えない。
 - (6) 統括責任者は、現場担当技術者（建築）及び現場担当技術者（構造）を兼任することは差し支えない。
 - (7) 統括責任者が、現場担当技術者（電気）及び現場担当技術者（機械）を兼任していないこと。
 - (8) 現場担当技術者は、現場担当技術者（電気）及び現場担当技術者（機械）を兼任して差し支えない。
 - (9) 現場担当技術者等については、工事着手時から工事完了後引渡しまでの間、病気・死亡・退職等極めて特別なやむを得ない理由を除き、原則として変更を認めない。
- 6 契約担当部局
鳥取県文化観光局文化政策課
- 7 入札手続等
- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県文化観光局文化政策課（鳥取県庁本庁舎6階）
電話 0857-26-7839
ファクシミリ 0857-26-8108

(2) 実施要項等の交付方法

実施要項、業務要求水準書、とりぎん文化会館舞台機構設備改修整備業務事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）及びとりぎん文化会館舞台機構設備改修整備業務参加表明書等作成要領（以下これらを総称して「実施要項等」という。）は、平成21年9月15日（火）から同年10月13日（火）までの間に鳥取県の公式ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4801>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者は、平成21年9月15日（火）から同年10月13日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の場所で直接交付するものとする。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

平成21年12月14日（月）午後1時30分

イ 入札及び開札の場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

営繕入札室（鳥取県庁第2庁舎4階）

8 本件入札に参加する者に要求される事項

(1) 入札に係る一切の手続は、代表構成員が行わなければならない。

(2) 入札参加希望者は、実施要項に示す入札参加表明書を7の(1)の場所に平成21年9月15日（火）から同年10月13日（火）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に持参により提出しなければならない。

(3) 入札参加希望者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札書の記入方法等

ア 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 構成員のすべてが競争入札参加資格を有し、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第6条第3項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額（入札規則第30条の規定に基づく調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合にあっては、100分の30以上の額）を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

10 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方式

県は、入札参加者が提出した技術提案書を内容とする入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式により落札者を決定する。

(2) 落札者の決定手順

県は、入札参加者の中から、次の手順により本件業務の落札者を決定する。なお、詳細は、別に定める事業者選定基準による。

ア 技術提案書の評価及び審査

総合評価落札方式における事業者を選定するための審査は、入札参加希望者の資格、要件等の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の技術提案書の内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。ただし、第一次審査は、第二次審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響しない。

第二次審査は、入札参加者が提出した技術提案書の提案内容を評価及び審査するものであり、別記「技術提案審査の審査基準・採点基準」に基づき次のとおり行う。

(ア) 技術提案書が要求水準を満たしているかについて審査を行い、満たしている場合は、適格とし、基礎点（300点）を得点として付与する。1項目でも満たしていない場合は、当該技術提案書は、第二次審査の対象としない。

(イ) 技術提案書のうち、その提案が優れていると認められるものについては、別記「技術提案審査の審査基準・採点基準」に定める評価項目ごとの得点配分に基づき、その程度に応じて評価点を得点として付与する。

(ウ) (ア)及び(イ)の得点の合計をもって、当該入札参加者の得点とする。

イ 総合評価

入札価格及び技術提案内容による総合評価は、次の(ア)及び(イ)を満たす入札参加者を対象に、各入札参加者のアの(ウ)の得点をそれぞれの入札参加者の入札価格（単位：100万円）で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行い、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、アの(ウ)の得点の高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 技術提案内容が業務要求水準書の内容を満たしていること。

(3) 落札の保留

落札者の決定に当たっては、開札の後に落札予定者となった者について選定委員会の意見を聴くこととする。

11 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札参加者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は実施要項等に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、実施要項等による。

別記 技術提案審査の審査基準・採点基準

1 必須項目審査 業務要求水準[300点]

(業務実施において必要不可欠な要件を満足しているか否かに対する評価)

項目		必須項目
業務内容の把握		・業務目的・内容を十分に把握し、改修方針を示していること。
既存設備の考察		・施設及び既存の舞台機構設備に関する考察を示していること。
業務期限	設計	・実施設計の完了を平成22年7月30日以前としていること。
	工事	・工事の完了を平成24年2月29日以前としていること。 ・現場における工期を平成23年1月上旬から平成23年3月31日まで及び平成24年1月上旬から平成24年2月29日までとしていること。
技術者の配置		・指定する経験及び資格等を有する技術者を配置していること。
関係法令の遵守		・建築基準法・消防法など関係法令の遵守について記述していること。
仮設計画・安全対策		・工事中の施設利用・敷地周辺の安全対策に配慮していること。
環境配慮		・環境に配慮した設計・施工方針を示していること。
地域貢献		・地域性を考慮した設計・施工方針を示していること。
執務環境の保全		・工事中の執務環境の保全に配慮した設計・施工方針を示していること。
施設利用者の利便性		・工程毎の施設利用者の動線など、利便性に配慮した設計・施工方針を示していること。
保守管理体制		・保守点検、故障発生時等の体制・対応方針を示していること。

2 加点項目審査 業務要求水準[500点]

(1) 技術的能力の評価 [140点] (提案者の設計・施工・工事監理能力及び取組姿勢に対する定量的評価)

大項目	中項目	配点	評価のポイント
実施体制 [40点]	設計業務の体制・ 実力	15	・有資格者数（設計部門のみ）、繁忙度 ・動員計画（設計業務人・日数） ・県内企業等の参画等
	施工の体制・実 力	15	・有資格者数（施工部門のみ） ・繁忙度 ・県内営業所等の有無、県内企業等の参画等
	工事監理の実力 （設計意図伝達・ 品質管理）	10	・有資格者数（工事監理部門のみ） ・動員計画（監理業務人・日数） ・県内企業等の参画等
配置技術者 （設計） [20点]	技術者としての経 験年数	10	・管理技術者 ・建築主任担当技術者
	同種又は類似業務 に携わった経験件 数	10	・構造主任担当技術者 ・積算主任担当技術者 ・電気主任担当技術者 ・機械主任担当技術者
配置技術者 （施工） [30点]	技術者としての経 験年数	15	・監理技術者、主任技術者
	同種又は類似業務 に携わった経験件 数	15	
配置技術者 （工事監理） [10点]	技術者としての経 験年数	5	・統括責任者 ・現場担当技術者（建築） ・現場担当技術者（構造） ・現場担当技術者（電気） ・現場担当技術者（機械）
	同種又は類似業務 に携わった経験件 数	5	
会社実績及び施 工能力 [40点]	設計実績	15	・舞台機構設備の実施設計の実績 ・同規模ホールの舞台機構設備改修の実施設計の実 績
	施工実績	15	・舞台機構設備の施工実績 ・同規模ホールの舞台機構設備改修の施工実績
	工事監理実績	10	・舞台機構設備の実施設計又は工事監理の実績 ・同規模ホールの舞台機構設備改修の実施設計又は 工事監理の実績

注) 表中の「営業所等」とは、本店、支店及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条に規定する営業所をいう。

(2) 技術提案の審査・評価 [360点] (提案者の設計・施工方針に対する定性的評価)

大項目	中項目	配点	評価のポイント
技術提案に対する評価 (設計方針) [180点]	施設機能の理解	40	・現状の舞台機構設備に対する分析、考察の適性
	計画の適性	40	・総合的な舞台機構設備整備計画の適性 ・制御系統及び吊物機構に係る整備計画の適正
	材料の品質管理	20	・機能、性能、信頼性、安定性、安全性などの検討、修正、確認、検査の内容、手順、体制の適正 ・使用する品質の確認、管理するシステムの適正
	設備機器に対する設計方針	30	・機種選定、数量の適性 ・機器配置、システム系統の適性 ・操作方法への配慮 ・日常メンテナンスへの配慮 ・施工後の定期保守点検への配慮
	工事計画の適正	30	・施工上配慮すべき事項、関連工事に対する認識 ・上記事項に対する解決策の適正 ・製作、搬入、取付け、調整、検査などの工程の適正 ・施工された機器類の不具合をチェック、修正、確認する工程の適正
	提案工事	20	・舞台機構設備改修に併せて実施することが望ましいとして独自に提案された工事の実現性及び適性 ・適切で実現性のあるコスト縮減案の有無
技術提案に対する評価 (施工方針) [150点]	仮設計画・安全対策	20	・現場事務所の配置、工事車両の駐車等の計画の適性 ・公衆災害防止の方針 (工事車両と歩行者、通行車両との分離、安全対策等)
	環境への配慮	20	・建設廃棄物の発生抑制、分別、再資源化適正処理に関する方針の適性 ・竣工後のメンテナンス性、消耗品の考え方の適性
	地域への貢献度	20	・下請業者等について県内企業参加の有無
	執務環境の保全	20	・ホール内における職員の動線確保の方針の適性 ・工事中の振動・騒音・粉塵対策等の適性
	施設利用者の利便性の確保	20	・施設利用者の利便性 (職員、来館者の出入り・案内等)
	施工手順	20	・施工手順、施工計画の適性
	工期	20	・想定工期、工程計画の適性、工期短縮の方針
品質管理	10	・施工者自身による社内施工チェック、マニュアルによる自主管理体制等の有無	
技術提案に対する評価 (保守管理) [30点]	保守管理体制	30	・保守管理体制の適性 ・定期点検等実施計画の適性 ・点検費用の適性

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき、県営住宅（共同施設を含む。）を鳥取県に代わって管理することとしたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月15日

鳥取県住宅供給公社理事長 川 口 工 公

1 鳥取県に代わって県営住宅の管理を行う地方住宅供給公社の名称

鳥取県住宅供給公社

2 鳥取県に代わって管理を行う県営住宅の名称

名 称（特別県営住宅を除く。）	所在市町村
川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2団地 材木町団地 立川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団地 東浜団地 浜坂第1団地 浜坂第2団地 地 ひばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山町第2団地 興南団地 湯 所町第1団地 湯所町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末恒第1団地 末恒第2団地 東今在家団地 面影団地 行徳団地	鳥取市
明治町団地 旭田町団地 越殿団地 八幡団地 米田団地 上灘団地 福守第1団 地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清谷団地 和田団地 鴨川団地	倉吉市
日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 河崎団地 上福原第1団地 上福 原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 富益団 地 道笑町ふれあい団地	米子市
渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団 地 夕日ヶ丘団地	境港市

3 鳥取県に代わって行う県営住宅の管理の内容

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）別表第3に掲げる事務

4 鳥取県に代わって県営住宅の管理を行う期間

平成21年10月1日から平成26年3月31日まで